

3 地域福祉活動計画推進事業助成

地区社会福祉協議会が地域福祉活動計画の目標達成のために行う事業に助成します。

(1) 助成対象団体

地区社会福祉協議会

(2) 事業例

健康教室や講演会等の交流活動・地域の見守り活動 など

(3) 助成条件

地域福祉活動計画の推進に寄与するものであること

- ◆一団体に所属する者のみを対象とする事業は助成対象外とします。

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 謝金・会場費・ボランティア保険・消耗品等

- ◆計画の目標達成のために認められるものが対象です。
- ◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 助成額の上限 — 年度内40,000円まで

- ◆年度内であれば、複数回にわけて申請することが可能です。
- ◆年度を越えての繰り越しはできません。